



平成 22 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ティー・ワイ・オー

代 表 者 名 代表取締役社長兼グループ最高経営責任者  
吉田 博昭

( J A S D A Q ・ コード番号 : 4358 )

問 い 合 わ せ 先 常務取締役 経営戦略本部長 上窪 弘晃

電 話 番 号 03-5434-1586

## ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成22年9月24日開催の取締役会において、ストック・オプションの実施を目的として、当社従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対し新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成22年10月22日開催予定の当社第29期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対するストック・オプション

①当社従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対しストック・オプションを発行する理由  
当社従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員が、連結業績をより意識して業務執行に取り組むとともに、株主の皆様との利害の一致を図ることを目的に、当社従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

#### ②ストック・オプション発行の要領

##### (1)新株予約権の割当を受ける者

当社従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員

##### (2)新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 1,000,000 株を上限とする。

##### (3)新株予約権の総数

2,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 500 株とする。)

##### (4)新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

金銭の払込みを要しない。

##### (5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権 1 個当たりの価額は、次により決定される 1 株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に上記 (3) で定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる金額が割当日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値とする。

なお、割当日後に、当社が当社普通株式の時価を下回る価額での当社普通株式の発行、合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

#### (6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後 2 年を経過した日から当該決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内で、当該決議で定めるところによる。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- i. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ii. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- iii. 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人 1 名に限り新株予約権を承継することができる。ただし再承継はできない。
- iv. 新株予約権の行使に係る払込金額の年間（1 月 1 日から 12 月 31 日）の合計額が 1,200 万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- v. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

#### (8) 新株予約権の取得事由

- i. 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- ii. 対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができる。
- iii. 対象者が、上記(7)に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- iv. 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用される。

#### (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

#### (10) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議で、その他の募集事項と併せて定める。

(注) 上記の内容については、平成 22 年 10 月 22 日開催予定の当社第 29 期定時株主総会において「当社従業員等に対し株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以上